

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 2 月 22 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600062号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600036号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年10月1日から平成11年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額に係る定時決定について、報酬支払いの基礎となった日数が20日未満の月は、計算の対象から除外されるべきであるが、20日未満の月を含めて決定がされたため、私の標準報酬月額が低額となっている。請求期間の標準報酬月額を正しい額に見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間の標準報酬月額に係る定時決定について、報酬支払いの基礎となった日数が20日未満の月は、計算の対象から除外されるべきであるが、20日未満の月を含めて決定がされたため、私の標準報酬月額が低額となっている。」旨主張しているところ、A社から提出された賃金台帳兼所得税源泉徴収台帳の写しによると、平成10年度の定時決定は、労働日数が11日とされている5月、同日数が18日とされている6月及び同日数が22日とされている7月の給与支給額の平均額から標準報酬月額を決定した可能性がうかがえるものの、B年金事務所の担当職員及び同社の社会保険事務担当者は、「平成10年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等は保管しておらず、届出内容は不明である。」旨陳述している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を見直しするところ、A社から提出された平成10年及び平成11年の賃金台帳兼所得税源泉徴収台帳の写しによると、請求期間のうち平成10年10月から平成11年5月までの保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しに記載されている資格喪失時（平成 11 年 7 月 1 日）の標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、平成 11 年 6 月分の厚生年金保険料の控除について同社の社会保険事務担当者は、「請求期間当時の厚生年金保険料は翌月控除していたので、退職月の保険料は、平成 11 年 5 月分と同額の保険料を現金で徴収したと思われる。」旨陳述している。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。